

# 監查報告

## 監査報告(法人単位)

独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）の法人単位の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

法人単位の当該事業年度に係る財務諸表について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の法人単位の当該事業年度に係る財務諸表の監査を行った。

### II 監査の結果

財務諸表に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和7年6月18日

独立行政法人国際協力機構

監事 佐野 景子

監事 関口 典子

監事（非常勤） 赤羽 貴

---

\*上記は、法人が「監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は法人が別途保管しております。